

事務連絡
令和3年3月26日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

自立訓練（生活訓練）に係る支給決定期間の更新の取扱いについて

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定期間の更新の取扱いについて提案があり、下記（参考）のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

自立訓練（生活訓練）については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）と設定していますが、この標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間（原則1回）の支給決定期間の更新が可能となっています。

当該更新については、長期間入院していた者や障害支援区分の変更があつた者に限らず、個別の状況に応じて、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に可能としておりますので、ご留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（参考）

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

自立訓練（生活訓練）の利用期間（施行規則6条の6）については、原則2年間（長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。）としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間（原則1回）の支給決定期間（施行規則15条）の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。